

東御市国民健康保険運営協議会
会 長 俵 和 一 様

東御市長 花岡 利夫

東御市国民健康保険税率について（諮問）

東御市国民健康保険税条例に規定する東御市国民健康保険税率を下記のとおりとすることについて、貴協議会の意見を求めます。

記

1 国民健康保険税率 現行の税率を令和 6 年度も適用する

(1) 医療分

区 分	現 行	令和 6 年度
所得割額	100 分の 6.7	100 分の 6.7
資産割額	100 分の 11.2	100 分の 11.2
被保険者均等割額	19,000 円	19,000 円
世帯別平等割額	19,500 円	19,500 円

(2) 後期高齢者医療支援金分

区 分	現 行	令和 6 年度
所得割額	100 分の 2.5	100 分の 2.5
資産割額	100 分の 3.8	100 分の 3.8
被保険者均等割額	7,300 円	7,300 円
世帯別平等割額	7,000 円	7,000 円

(3) 介護納付金分

区 分	現 行	令和 6 年度
所得割額	100 分の 2.3	100 分の 2.3
資産割額	100 分の 1.8	100 分の 1.8
被保険者均等割額	9,000 円	9,000 円
世帯別平等割額	8,200 円	8,200 円

2 現行税率継続の理由

令和 5 年度の国保会計については、被保険者数の減少等に伴う国保税の減収による歳入の減が予想されるものの、国保財政調整基金が約 3 億 500 万円（令和 5 年度末現在）確保できる見込みであることから、基金の取崩し等により財政運営の維持が可能なため。